



予算特別委員会

委員長 町田 光浩

議案審査状況

9月定例会では、平成20年度一般会計補正予算4億6千388万3千円について審査した。採決の結果、原案可決した。審査の中で出された主な質疑と答弁は次のとおり。

Q ふるさと応援寄附金のPR等は。

A 各地区の杵岐人会等へ案内文・パンフレットの配布と地方紙に掲載済。市ホームページに掲載中。

Q 結婚推進員に成婚報酬を支給すべき。

A 同感である。現在、結婚推進員選任は公募で実施し、活動中。

Q サンドーム杵岐の次年度運営方針は。

A プロポーザル方式で公募する。



厚生常任委員会

委員長 近藤 団一

議案審査状況

9月定例会で付託された案件は認定1件、条例改正2件、補正予算6件、協議2件の計11件。審査の結果、継続審査の認定1件を除き、全議案可決した。主な内容は次のとおり。

条例の一部改正

杵岐市認可地縁団体印鑑

係る民法の規定が削られたため、地方自治法で具体的に定められたことに伴うもの。例えば、公民館等の登記の場合、「〇〇公民館」という印鑑登録をする際、申請時に公民館長個人の印鑑登録証明書が必要となる。

条例の一部改正

長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議

公益法人制度改革三法の施行に伴うもので、一部規制緩和がなされた。長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議。今まで長い間、長崎県・杵岐市・対馬市・五島市・新上五島町で構成されていた長崎県離島医療圏組合の解散に伴うもので、解散と財産処分に関する協議。なお、解散に伴って新たに県と対馬・五島・島原・南島

原・雲仙の5市と新上五島町で構成される長崎県病院企業団が設立される。本市は医療圏には加入していたものの、市民病院自体は加入しておらず、今回、杵岐市は設立団体への加入を見送った。加入したい場合は手続きを経ることにより可能。

特別会計（国民健康保険・老人保健・介護保険・後期高齢者医療事業・特別養護老人ホーム事業・病院事業）補正予算

10月から実施される職員給与の5%カット、管理職手当の30%カットに伴うものがほとんど。

委員会の意見

特別養護老人ホームについて、4月の人事異動により正規職員が3人減となっている。しかし、全体の業務状況をみると65人の職員のうち、正規は25人、嘱託7人、臨時33人というこの職場としては普通に考えられない職員構成になっている。また、臨時職員も正規職員となら変わりなく責任と任務を任されており、もう少し任用の面で考慮する

必要があるのではないかと。また、正規職員3人の減により、4月からの夜間勤務体制が、それまで正規2人と嘱託・臨時3人を貼り付けていたものが、正規1人と嘱託・臨時4人という、ただでさえお年寄りの介助が不安な状況の中に、益々不安を増長するような状況を作り出している。

福祉の一番重要な部分の現場で働く職員の半数以上が、嘱託や臨時でカバーされているということは、事故の場合の責任上からも大きな問題である。

すぐさま即正とはならないまでも、年次を区切ってできる限り早急に改善されるよう切に希望する。

委員会継続審査

平成19年度病院事業会計決算認定については、さらに慎重な審査を必要とするため、10月中に審査する。



特別養護老人ホームにて



総務文教常任委員会

委員長 中田 恭一

議案審査状況

9月定例会では、議案5件、陳情1件、要請1件の付託を受け、審査を行った。採決の結果、全議案可決し、陳情・要請はともに採択となり、関係機関へ意見書を提出することに決定した。主な内容は次のとおり。

郷ノ浦町、勝本町、若辺町、石田町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する事項の一部改正

地域審議会の担当部署を各庁舎から本庁政策企画課へ変更するための条例の変更。

吉岐市附属機関設置条例の一部改正

地方自治法の改正により、語句の訂正と例規の整理等を行うもの。

地方自治法の一部改正に伴う関係

地方自治法の改正に伴う、議会議員の報酬等の条例の語句を変更するもの。



フェリーみしまの障がい者用昇降リフト

吉岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正

財政健全化を目的とし、人件費の抑制を図るため、平成20年10月1日から平成25年3月31日まで、一般職員の給料を減額するもので、基本給の5%、管理職手当の30%が減額となる。

吉岐市三島航路事業特別会計補正予算

人件費の補正と障がい者用リフトの修理等のための補正。

郵政民営化法の見直しを求める陳情

吉岐市老人クラブ連合会より提出されたもので、郵便・貯金・保険のサービスが、将来とも郵便局で確実に提供され、島民の利便に支障が生じないよう、法的な見直し等を要望するもの。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出

現行の過疎地域自立促進法の期限を平成22年3月末に控え、新たな過疎対策法の制定により、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化できるよう、国に対し要望するもの。

委員会所管事務調査

審査終了後、中学校の統廃合と学校給食、給食センターの今後の運営について調査・協議を行った。



産業建設常任委員会

委員長 赤木 英機

議案審査状況

9月定例会では、議案5件、決算認定1件、請願1件、要請1件の付託を受け、審査を行った。採決の結果、全議案可決、認定すべきものと決定した。

請願は採択し、市長へ請願書の写しを送付した。要請は採択し、国へ意見書を提出することに決定した。主な内容は次のとおり。

八幡浦地区特定漁港整備工事

外防波堤の延長による契約金額の変更。

損害賠償の和解

市道改良事業用地に係る権利者の住所を、本人に承諾を得ずに、市職員が代表相続人に教えたことでクレームが発生し、個人情報保護法にかかる、損害賠償の和解金を支払うもの。

簡易水道事業特別会計補正予算

人件費の補正と水道管敷設工事3路線。

中小漁業関連資金融通円滑化事業

(漁業・地域維持対策事業)による漁業経営維持安定資金の保証責任準備金に関する請願

燃油高騰対策として、国の融資制度を活用することができる保証制度の充実のため、求償権償却費用負担として、市が9分の2の負担割合が必要なための請願。

委員会の意見

損害賠償の和解については、事業遂行のために止むを得ず情報を教えたものと判断するが、今後は職員の法令遵守を図ることで、高い倫理観に基づいて公務を執行し、不当要求行為の対応も含め、早急な対策を講じるよう要望する。

水道事業会計決算認定については、水道使用料の滞納額が年々増加傾向にある。徴収の努力は認めるが、なかなか改善に至っていないのが現状である。滞納者とは分納誓約書を取り交わし、悪質な場合は給水停止も含め、今後なお一層の徴収に努力されたい。



芦辺漁浄化センター運転安全祈願祭(10月1日)